

學居五  
雜  
子  
集  
錄  
貳

特別  
14  
696  
100



696  
100

○三子傳八  
入札  
○

至初  
○

○  
○

○  
○

○  
○



愛知縣官負錄

每日改



愛知縣官員録

○權令

從五位

宇和島

井関盛良モリノ

○參事

山口元一ワクニ

長新ナガノ兵衛裕臣

○權參事

從七位

アイチ

松井清蔭チヨウカゲ

○典事

庶務 官員進退  
箱許

聴訟

枋木元タスヤシ

大屋芥次郎祐義

出納

山見

生田源七純貞

○九等出仕

庶務

グイチ

岡田半七郎彬

租税

シツブニ

山崎貫一郎虎

○十等出仕

庶務 雑税

通車元大月千

市川元之助武直

租税 諸務 堤防 水田 菜田  
中島 海西地券

カナ川

増田 一 一

庶務 貫属 學校 社寺 勤怠  
管外 使部 奉仕

トチキ元ミフ

増田 知 知

出納

ウワシ

伊臣忠一忠一

聴訟

シツヨカ

高木七太郎三雅

○十一等出仕

庶務 雜祝

東京 市川定三郎通誠

庶務 貫屬

アイチ 山上甚之丞正

庶務 文書 學校

シツラカ 中村小周次秋香

出納

アイチ 服部唯次郎居敬

庶務 文書

アイチ 林五郎四郎元宣

租税

木村弘一

○十二等出仕

聴訟 斷獄 警備 捕士

ウクレマ 伊豆也八夫弘之

庶務 入籍 里正 郡長 大長 隼獲

クンバ 宮島謹一郎正

出納

ウワシム 皇名善八幸且

聴訟

東京 大塚誠太夫信立

租税 堤防 橋梁

ハママ 大賀傳八郎忠清

租稅 兼東中島海東  
海西

アイナ 牧野善太吉久

聽訟

又方及

高島八郎七八丈

租稅 地券

アイナ

住山新八信豊

在京

東京

杉村壽次三思三

聽訟

ハママツ

中村良平忠敬

聽訟

租稅

小西氏徳氏徳

東京

近藤米太郎時巨

産務

アイナ

村田茶藏忠書

〇十一等出仕

産務

編修

服部甘大

〇十三等出仕

出納

アイナ

舘久兵衛盛一

鹿務 社寺

アイチ 熊沢有義有義

租税 美原中島海東  
海西

相川 氏家孝次郎文真

鹿務 貫属

林敬一 范快

鹿務 文書

アイチ 服部義三直衡

聴訟 新説

アイチ 長坂三十四正道

租税 愛知春昇  
丹羽

アイチ 田岡石工門頼

一紙

アイチ 玉置兵一郎京美

出納

アイチ 鈴木收 藏重誠

鹿務 新祝

東涼 山本鉄次郎茂合

租税 兼原中島法泉  
海西

アイチ 服部東一郎重丈

鹿務 護奉總長

東京 天野一雲精孝

聴訟 新説

岐阜 田頼三頼三



廣務 學校

アイチ 柴田林右門方直

租税

シツラカ 梅澤孫市延宣

租税

ギフ 湯淺 宗義

○十四等出仕

廣務 雜兒

クンバ元・イバシ 星野龍尼敬重

出納

クシマ元吉田 見佐半定所

廣務 官上退

アイチ 伊藤 慶 馨

廣務

ロイキ 牧 謙六郎光彦

租税

東京 塚田寛一郎利貞

租税

東京 吉田織三郎為行

廣務

アイチ元大山 土屋 潜 潜

廣務

アイチ元大山 木村 易 易

聴訟 断獄

シウマ元ケルメ  
諸富干城保義

租税

トウケイ  
吉見鑣太郎補義

聴訟

アイチ  
水谷吉太郎由義

聴訟 断獄

アイチ  
秋山誠一松卿

出納

アイチ  
松原光太郎栄隆

出納

アイチ 元ケル  
小山元一郎錫

在

アイチ 元ケル  
鈴木

立用

○十五等出仕

租税 諸務

東京

生野鑑之助友

聴訟 徒所 囚獄取締 諸務

カナ川

落合三郎直武

租稅 愛知春井  
舟羽

東京 中山 鍵三元義

聽訟 新秋

市川精一郎久義

廢務 社寺

三澤謙二治磨

廢務 縣掌勤向心得

成田三度内長發

廢務 縣掌勤向心得

野間芳貞隆實

租稅 堤防橋梁

宮崎工門盛照

丸毛破庵確利恒

廢務 同

小川九吉石房

政阜

岡口督松涼立

廢務 同

種田三平直範

聽訟

井古藏邦中

廢務 雜稅

戸田一次郎重明

聽言

徒冊因獄取歸  
請務

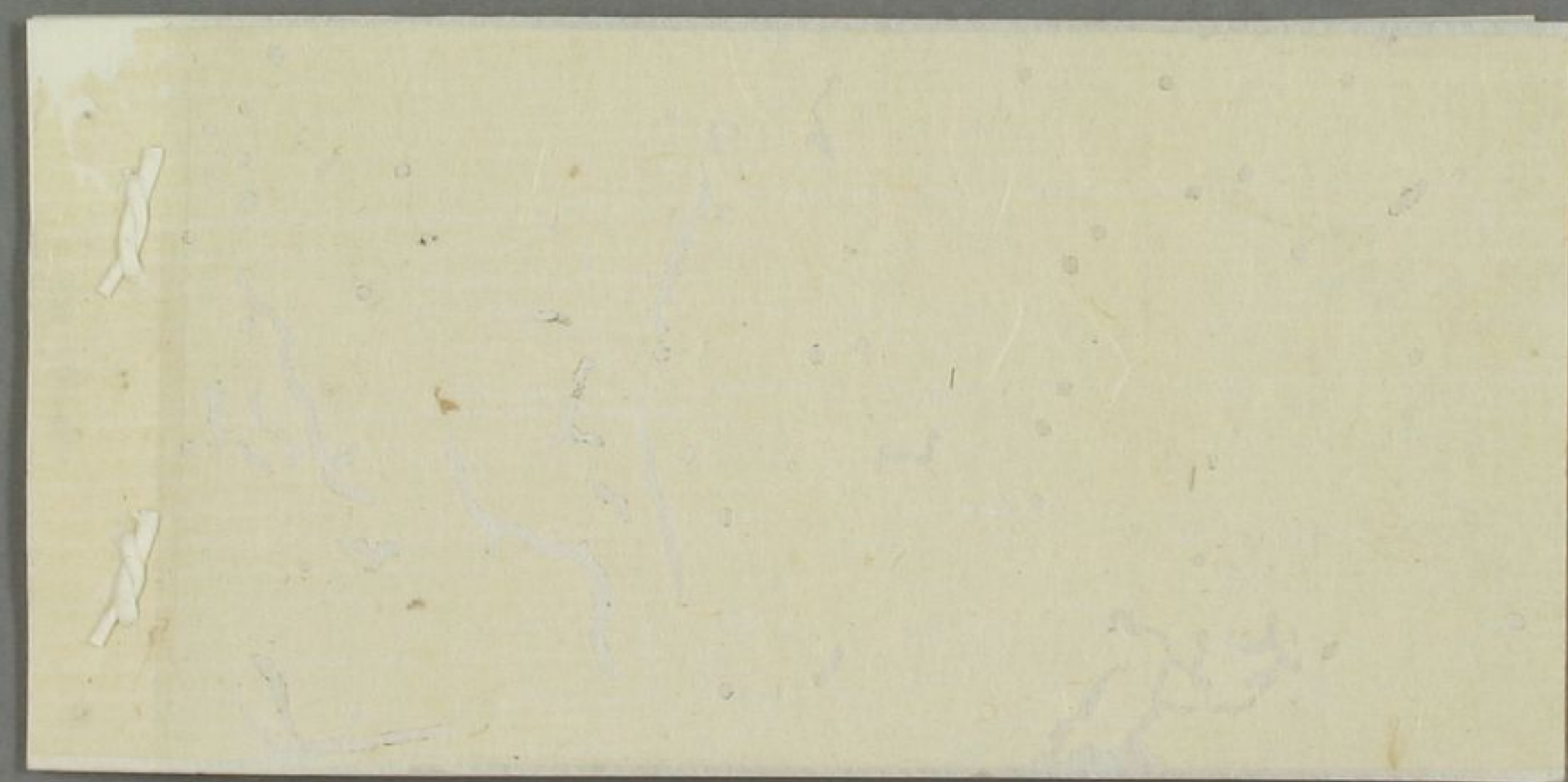
盤前

齋藤守八郎徳直

在京

アイナ

長谷川岩藏吉敷



九月廿七日

此城在...

是、本名... 某處...

一、發令...

...之...

...

在... 處...

○... 區...

政... 區...

元... 區...

元... 區...

元... 區...

元... 區...

他人... 區...

...

書百餘字將歷市井掛之

其後年

三月

在之

宣和  
景初  
辛酉  
年

三月 東抄有故 宣和例 城以北

東之方 大抄 在 宣和 日 命 我 地 位

至 宣和 命 人 命 命 命 命 命 命 命 命

命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命

命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命

命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命

命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命

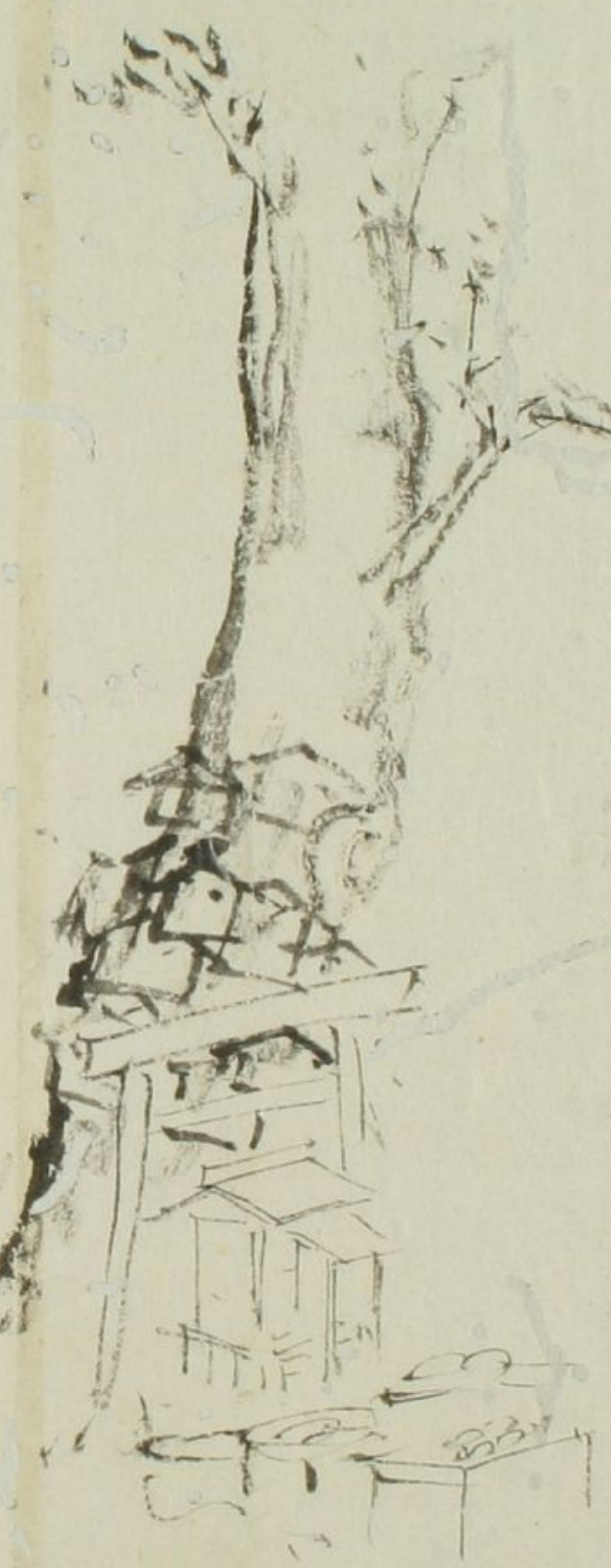
命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命

命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命

命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命 命

大樓大明神

鳥居前後救多し 神を以て奉る 而も其  
 ち多し 其れ故に 鐵山の如く 山内 山外  
 二方より 小の葺り あり 於て 神と して あり  
 昔の名を 志す 表札の家 あり 尚つ 物  
 新れ 大橋 あり 是を 以て あり 於て 橋 あり  
 故に 光輝 あり 光り あり 於て 橋 あり



鳥居の 名を 志す 表札 あり 尚つ 物

鳥居の 名を 志す 表札 あり 尚つ 物

鳥居の 名を 志す 表札 あり 尚つ 物

鳥居の 名を 志す 表札 あり 尚つ 物

鳥居の 名を 志す 表札 あり 尚つ 物

鳥居の 名を 志す 表札 あり 尚つ 物



かつとては女に因りて身は  
けし大木の花をいふ  
佛の如きは多かりし是はハハハ  
眼をさすは向く多かりし

自來の白く花は是れは多かりし是れハハハ

○四月八日分た列中へ石塚宮口に或るもの  
懐をまじりて是れ東都新しき者

十月八日長保十一年とあり

○山口縣に在りし教書に書板

一 山口縣に在りし官首とて是れ改章

一 先づ官首とて是れ改章

一 馬宮とて是れ改章

一 山口縣に在りし官首とて是れ改章

一 山口縣に在りし官首とて是れ改章

一 山口縣に在りし官首とて是れ改章

一 山口縣に在りし官首とて是れ改章

後之人... 殊暴... 一... 山口縣... 三月九日... 山口縣...  
後之人... 殊暴... 一... 山口縣... 三月九日... 山口縣...  
後之人... 殊暴... 一... 山口縣... 三月九日... 山口縣...

○春... 山口縣... 三月九日... 山口縣...  
○春... 山口縣... 三月九日... 山口縣...  
○春... 山口縣... 三月九日... 山口縣...

○我々の多風益舟の事

けち口にさあひの嬌—さる

いゝ早—後ろ付—ん

左の心ぬらち—首のそと—年史

等—く—初達—集—

八折の田—く—ま—村—あ  
昔—口—の—独—の—く—の—あ—ま—ま—

○元、僧、柏子定、詩

世間何物最堪憎  
空虱蚊蠅凡賊物  
孤燐車又羊晚母  
濕柴爆炭水油燈

○梅屋、句

梅屋の時—く—く—ぬ—老—あ—く—

梅屋の—く—く—く—く—く—く—

梅屋の—く—く—く—く—く—く—

梅屋の—く—く—く—く—く—く—

梅屋の—く—く—く—く—く—く—

梅屋の—く—く—く—く—く—く—

○我々の住持、句

よ—く—く—く—く—く—く—

よ—く—く—く—く—く—く—

○友人の存  
世を無<sup>く</sup>し<sup>て</sup>此の世を<sup>も</sup>つ<sup>て</sup>我々の<sup>世</sup>

○玉清の存  
物や<sup>も</sup>あ<sup>ら</sup>ず<sup>も</sup>一<sup>つ</sup>の<sup>世</sup>に<sup>も</sup>あ<sup>ら</sup>ず<sup>も</sup>去<sup>る</sup>

○<sup>新</sup>形<sup>の</sup>存  
此の世を<sup>も</sup>つ<sup>て</sup>我々の<sup>世</sup>  
○<sup>水</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>花</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>鳥</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>虫</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>人</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>物</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>世</sup>の<sup>存</sup>

○<sup>世</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>人</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>物</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>世</sup>の<sup>存</sup>

○<sup>世</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>人</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>物</sup>の<sup>存</sup>  
○<sup>世</sup>の<sup>存</sup>

何れも好む如くは又蛙の夜  
如涼しき此路をゆくも持来居  
如涼しき此路をゆくも持来居  
如涼しき此路をゆくも持来居

○所記考考

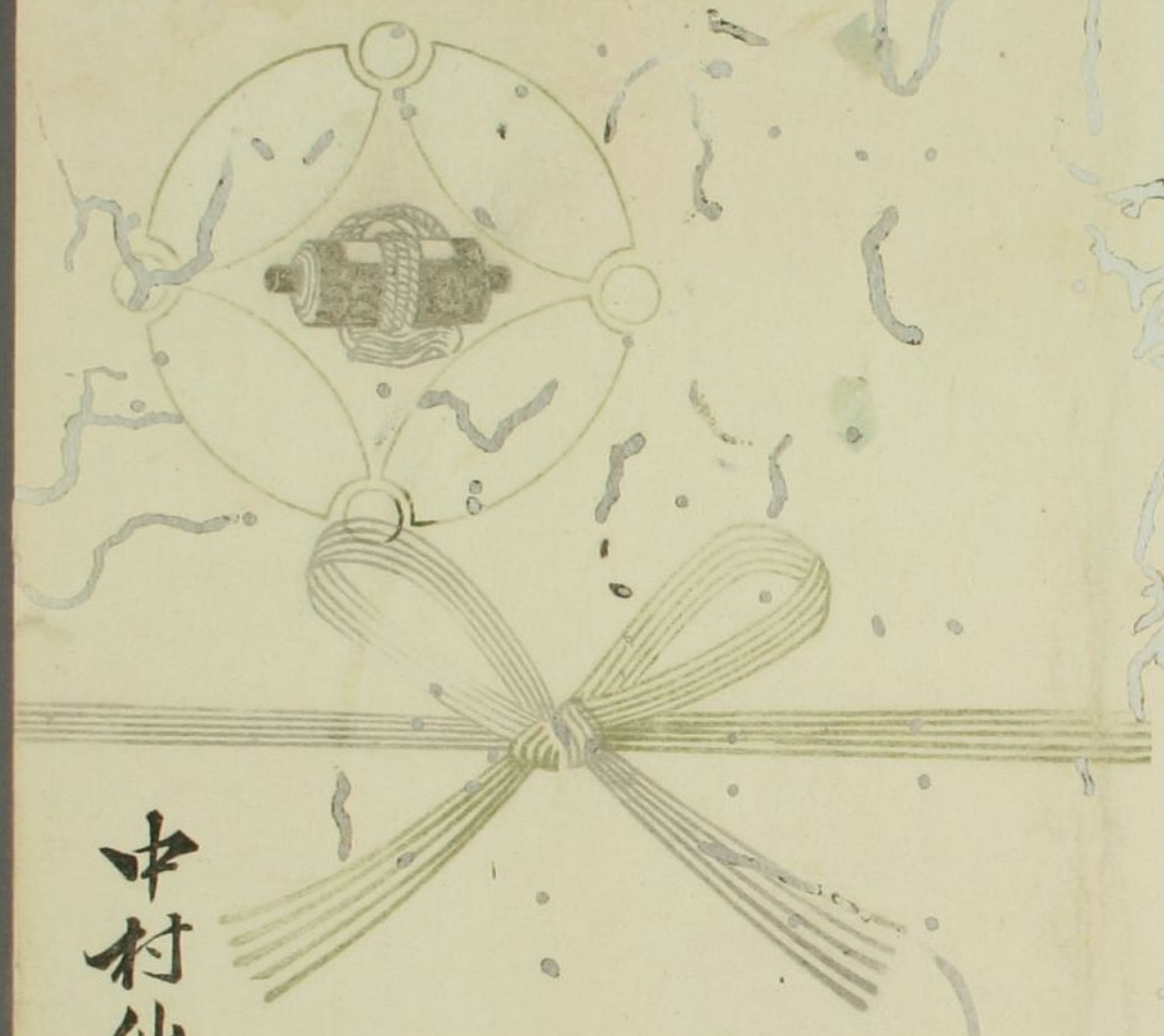
牛園 一  
音相 五  
定り 廿  
カ号

石山 木  
高 木  
高 木  
高 木  
高 木

○見世雑記

天地の向座をモテ手翼ニテ抱モテ之を鳥ト云也  
ニフ子子口横ニテ自ラ方物ノ重下誇顔スルモノ之也  
此彼の飛モノ在ルモノ春百秋老ノ氣候ヲ辨ス夫レ一  
世ノ一生ヲ環ニ遍スイマタワズ万物ノ重下誇リナ  
カラセモノ  
在ルモノニ在リテハ氣ノ毒ト云カ  
世ノ在様ヲ知ラセ

目的の着く様下此日海難記を編す馬車や  
 蘇氣や流魚が屋に懸て置りや傳信機下  
 心腹が發へ下流魚を被るハ傳信機より連十九ハ  
 七日目的の着く九ハ此籍記より早キハ十ハ  
 此の所々薬を思ヒ只官電燈ヲ願フ云々  
 今度甲州都元公領村牧三十二色高一万五千五百  
 或は二日夜被牽脱走ノ者十七人内八人既帰宰  
 残り左ノ人未々行方知レカハ也  
 柳助 佐七 子吉 卯之助 嘉藏 佐四  
 鶴藏 直助 秀吉



中村仙昇



東 廣 聖 大 人 解 林

補註 卷之三

甲 均 第 十 節

一、此節之義 均者平均也。平均者均其平也。平均之義。在使物各得其宜。而不偏不倚。故曰平均。此節之義。在使物各得其宜。而不偏不倚。故曰平均。

乙 均 第 九 節

一、此節之義 均者平均也。平均者均其平也。平均之義。在使物各得其宜。而不偏不倚。故曰平均。此節之義。在使物各得其宜。而不偏不倚。故曰平均。

東 廣 聖 大 人 解 林

補註 卷之三

甲 均 第 十 節

一、此節之義 均者平均也。平均者均其平也。平均之義。在使物各得其宜。而不偏不倚。故曰平均。此節之義。在使物各得其宜。而不偏不倚。故曰平均。

乙 均 第 九 節

一、此節之義 均者平均也。平均者均其平也。平均之義。在使物各得其宜。而不偏不倚。故曰平均。此節之義。在使物各得其宜。而不偏不倚。故曰平均。





○山花初進

波草山藏

梅上  
不  
完  
芳

三  
子  
名

二  
子  
名

一  
子  
名

名

名

名

名

名

名

名

名

名

名

名

名

名

名

名

名

名

名



○日注雜記 廣島新聞

此年靜西京三院之八官方華族社奉町人元藏り  
那人一般市中番組二加人  
相成り元請屋ノ御所九門ノ警衛ニ被慶久ノ由  
追々破却有御所九門ノ警衛ニ被慶久ノ由  
風聞ノ儘此ノ由

○新選組將官千原丞助の死

本陣の四角に於て爲す所中ノ只爲流落定在る所  
人殺す事多し也此ノ地也其死相ノ事本陣  
備前守の死也此ノ地也其死相ノ事本陣  
深草守の死也此ノ地也其死相ノ事本陣  
押上守の死也此ノ地也其死相ノ事本陣  
小倉守の死也此ノ地也其死相ノ事本陣  
長門守の死也此ノ地也其死相ノ事本陣  
少子守の死也此ノ地也其死相ノ事本陣  
少子守の死也此ノ地也其死相ノ事本陣  
少子守の死也此ノ地也其死相ノ事本陣  
少子守の死也此ノ地也其死相ノ事本陣  
少子守の死也此ノ地也其死相ノ事本陣

然亦難治... 宜... 治... 長... 帶... 治... 宜... 治...  
 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治...  
 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治...  
 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治...

痛... 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治...  
 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治...  
 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治...  
 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治...

宜... 治... 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治...  
 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治...  
 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治...  
 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治... 宜... 治...

官自格致名此德及後亦承其業其先代也  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業

小遊學於其後亦承其業其先代也  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業  
既而少方小遊學其年八十九年其後亦承其業

史記 卷之四

新注

進字申文奉旨部之...  
留多右後松元...  
建修...  
...  
...

天照皇

德川家恢復  
朝敵奸賊征伐

上... 批... 檢... 申...  
三... 捕... 取...  
...

中... 杉... 堀... 堀...  
...

村... 杉... 堀... 堀...  
...

堀... 上... 堀... 堀...  
...

○日ノ者尤今ノ半段ニテハ改刑ニ紛々然キ事ナリト  
下ニ直ニ其ノ以テ中ノ亂ニ至ルニ至リ  
送刑ニ至ルニ至リ  
下ニ直ニ其ノ以テ中ノ亂ニ至ルニ至リ  
送刑ニ至ルニ至リ  
下ニ直ニ其ノ以テ中ノ亂ニ至ルニ至リ  
送刑ニ至ルニ至リ

○日洋雜記 徳島新聞第二号  
當縣元此後勸教所園地并下三人 本邦文典著者  
又云此種者右ノ中音ノ用法ヲ知ラズニ存スル者其稿ヲ  
起ス者タリシガ昨来十日ノ初旬頃早キ卒業致スル旨  
賜リ給有リ此ハ漢洋總テ外國ノ字ヲ以テ記シ允言テ  
是ノ假字ニ譯シ四氏一版談ニ易中様ニ下ノ至意ノ  
由此子園地ハ佐伯郡石見村ハ四宮社附山田村ナリ有  
孫平島昨来十日ノ時ヨリ皇學ヲ好ミ二里餘ノ山  
城ニ越入腹夜ヲ使タテ是ノ時ノ様ヲ交テ至リテ其  
事ヲ學ビテリ

○武人ノ話ニ昔ハ天ノ正色ニテ其色ノ上位ニ居リ最上自出  
物ナリニ時ニ至リテ其色ヲ受ルニ至リ香ノ惡キナ  
香臭ト云リカモノノ城ノ一州ナリ昔ラ下ニ類





爾竟ノ爾ニ入帖ニタリトテ埋葬式ノ用ニ忌迄若將ニ  
報知有之將癘ヲ引引人而牙人報知有テハ自守ニハ  
世居ノ香火ヲ具一室物哭於居ケル所其明日ニ  
至リク病生ノ報知有之ノ人幸ヨリ其死ニハ其  
由テ折リ今ノ大知有テ醫劇ニ化ノ禱補ニ備ニト  
不之生一昔ナリコトスルハ病後ニ至テ誤認ニシテ  
略ニテ爾ミトスルハ病後ニ至テ誤認ニシテ  
ナリキニ計ニヤ生流種ヲ奉ルニ隨ニシテト公認  
懐抱人ノ華忽カカ知ラズテ採テテ病後  
ノ若シ穢ニ父兄モ危ラシクモ終ニ子孫ヲ遺ル  
我ハニソノ謂爾竟ノ帖ニトシテ  
○日ノ洋行故朝の書ノ人我朝國空ニ來ルノ語レハ  
近頃洋行故朝の書ノ人我朝國空ニ來ルノ語レハ  
歐羅巴各州ノ諸都府ノ監視セリト云フ  
文ニニ地圖ニシテ内ニ五十四ノ大小の便所

設ニ六八人難入ノ物ヲ治所ノ人見テ之れ不効ノあり  
復行ニテ新外穢物ノ置水ニ淨ルノ浦内外潔淨且二里  
運ノ測註の貨ニ地球ノ汚物其真ヲ通遠目ノ村落ニ至  
洋ノ用ニ通又ノ用ノ不淨の臭氣共人ノ體  
ニ加シテ大毒ヲ作ルノ始ニシテ小使ノ備責ヲ尊客  
ノ共共ニ身臭ニ恥ルノ不淨ヲ甚シクモ人ノ身ノ口鼻  
ノ外ニ此種ノ穢物ハ何處ニカ置キテ亦一  
ノ臭氣ヲ起シテ人ノ呼吸ニ入リテ種ノ惡病ヲ發ス  
使具ニ指スルモノノ人ノ知識ニ充テテ小使ニ要シテ  
一生胎次滅滅セシ毒ヲ知悉の實ニシテ此種ノ穢物  
勿レシ支那洋區ニハト云フハ誤リ也何年強クモ不淨ノ臭  
此穢物ニ見ルモノノ臭氣の耻辱也何年強クモ不淨ノ臭  
前ニ歸スルモノノ臭氣ニシテ此の臭氣ニ患ヒテ天姓ノ外  
衛備侯ノ武辭朝の方汚ニテ此の臭氣ニ患ヒテ天姓ノ外  
是甚女凡俗ノ穢物ヲ好クテ小便急ナルノ家の  
近キモノノ臭氣ヲ誰の家ニテモ不潔ノ穢物ヲ掃リテ



如新所各  
婦道之  
...

神宗小照羅辛  
取錦規則  
心得條目



取締規則

第一條

○取締の趣意は内外入民を保護し其業と安全を  
増進し其風俗を正しくし其為は信間各禮を成し  
信義を厚くし都而人民の障害を除去  
便利を得せしむる爲め第一の目的は是事

第二條

○内外入民居留地は區界を分り各受場を定め  
其部中の事故一切謀治を爲す事

第三條

○區長副區長並年晝夜在所は相詰むるを爲す事  
第四條

○長卒百は相知を棄置せず入るる初め諒の意

第五條

○巡邏中體裁を正し耳目を醒し途中往來の方を致談  
語間敷をなす旅人其外不審内の義并尋問候節ハ  
懇切に世話し申出可申候事

第六條

○郡聚の場獲り威喝を振る可申候事

第七條

○各區持場申事外有之節ハ區長副が精々吟味を  
遂に惣長へ申出差圖を受く可申候事

第八條

○悪徒捕縛致候節聲の彼方ハ不當の所業致候共可成又穩  
所置可申候事

第九條

○賊盜取押候節ハ所持の贓物共相添達し其捕へ引渡  
可申候事

第十條

○内火入民居所ハ火災清防可致事

第十一條

○外國居留地近邊是に注意し外國守に相以取押候時要事

第十二條

○取締役勤暮り鷹をく者五個年を期限し以事

第十三條

○職務に怠り命令を背き規則に犯す輩ハ必を規律し  
照相寄の所置可申候事

右條之堅可相守事

未十月

心得條目

○本邦規則第二條の細目區部分方持場定の事

第一區

西八幡割川と東く、南八車橋新道、駿馬場迄

東北八海岸道より北迄  
此區五部に分ち每部十二人とし、守り、各員  
六拾五名内五人を豫備とし

第二區

東八幡割川と北八海岸道より御國産波止場迄  
西八旭町通、大岡川迄

此區四部に分ち每部十二名を置き、税關十六  
名を置く、各員七拾四人内五人を豫備とし、五人を  
護送豫備とし

第三區

東八旭町通、限、元開門内、市中元新天より羽衣  
町吉原、原内

此區四部に分ち一部四部、每部十二人、二部二部、  
各部拾八人、守り、各員六拾五人内五人  
を豫備とし

第四區

東八長者橋通、車橋迄、西八吉田新田、太田村  
不動下、長者橋迄、北八吉田町通、野毛橋迄

此區三部に分ち每部拾二人を置き、各員四十一  
名内五人を豫備とし

第五區

南八野毛町一圓、太田陣屋と限、野毛山、官舎より梨

鐵道鐵道橋迄西北の鞍止坂を石崎迄

北區二部に分り每部十二人の署を牛りて各員  
二十八人内四名を務備とす

區外

川崎驛天沼川口迄取締四人に置く

○要路掛務と受持の場所を定候上其人氏を保護し  
諸般安全を得候様務之可申掛事

○各區長副以内一人宛各區中一に夜詰勤し定員欠乏並  
巡邏の勤惰を巡察し委細總長へ届候事

○得物の儀の兼而相定置候器械の外小銃拵拵  
相柄申候候

○羅年割度の衣服と諸者等、都而毎月給金を必  
可相調事

○毎朝衣服冠物の句論履其外諸器械を検査し破損の  
分は直に修復せ給ふ都而不見苦極精之心掛候し且又  
各所内の諸道員等一三取片丹を掃除行届候様心掛  
可申事

○不中停巡邏の際に其免度制服を着居候事  
○尋常の職務の外不中停内相違右事件差起候  
旨外をその旨知候候節直其場より馳付相寄の事計  
致候事

○縣廳の下知候事、句論諸官員より相寄  
候の儀、句論候事、句論早達其長々、句論可執行  
交代の節、句論掛の事、句論都而交代の旨、句論  
其の上、句論交代の旨、句論

其の上、句論交代の旨、句論



○兼之町名橋名並家主の右前其外籠吐水等場  
○兼之町名橋名並家主の右前其外籠吐水等場

○往來道橋接陸行由是諸侯、其物之可也

○擔高入共此建物並四辻小路等以相集、時之移

○重之店小路其外無屋體、者難於集合致候

○自然性敷直有之候ハ、早速可取也

○飛騨上ノ外決之遊所並寄場ハ、申上申上

○其行ノ役人所出ノ最敷敷前ノ加ハ下渡、可申上

○惣に捕押ノ節子向ハ、可申上

○松別根ノ得物を以テ打掛致ル

○堂庭ノ間敷候全仕候有有之候得者、連々其長相連

○竊盜強類、聞掛有之候得者其掛ハ、可申上

○乞食等ノ市中或ハ外四ノ留地内、御廻致候ノ連

○此四ノ酒屋等、多寄候候ハ、勿論其地ノ中

○各國軍艦並高船の水夫等、市中御廻致候節

○但彼我國民若連中、急病ハ、難儀致候候ハ、深

○切、而救遣、且此地不審ハ、相尋候節、何事

○外國人、不慮ノ災、幸々、道ハ、後義及宜、候節ハ

相手者捕押の事及洋子取戻早延長官達其令外廳  
當番の西子取戻後御雇外國人へのシも若事加為人  
生國名前等申出に其領事事し可あり也  
○外國籍中罪人召捕有之節の應申立其國領事免許  
狀を受テ可也置置事

○外國人喧嘩と論並不法の原業等有之節ハ可相成  
大手鏡捕縛を不用取鏡子御雇外國取締役へ引渡  
可申事也

儀領事館より於て雙方突合せ以伴之節礼暴も違  
儀者損害を受候以并器具損失等返一不渡様之為

申立且裁判の趣委由長官官可相申事

○若事諸縣に於勢を願出候に有之候に其事柄之形止成  
辨別し其後銀錢取戻十分ハ其勢可為申事

○市中に放馬等有之候節ハ取付馬主不相合節ハ應申事  
繫子置長官官可申事

○昇舟の儀を亦認め市中儀來致候者有之節ハ  
着取致候辨度可申及謝事

○火災類一切玩の儀又ハ其申出候  
其申出候事

但番場より取付候ハ若候事

○可辨規則第十個條の御目消防手當之章  
第一目

火事場墾附の者惣長と連し消防の指揮を受へし  
但番場のラフ之夜ハ此張提燈の事を目的と認候し

第二目

消防組の者出火の節看印相附可申事

第三目

消防組の各區部中休憩所等之内ニ若シテ出張班  
可申奉ル

第四目

各區部中出火の際其物を別致者ハ互拂ツセ可申奉ル  
亦柳子荒の舉動致る者ナシ

第五目

消防の係家根に登リ相傳候儀ハ相成時宜ク寄  
添付シ第ハ區長より指揮可致事

第六目

警備隊火致候ハ速ニ分致ニ致事  
但シテ號令の方刺以何事ナク亦當ク消防總長  
所下申奉リ右分致の事ナシ

第七目

ポンプ指揮致候者右ハ消防員ハ其語方人足等ノ荒の  
差圖ハ致候者ナシ

第八目

外國人居留地出火の際彼我消防人數之入籠候儀  
其方無同ハ致候者ナシ

第九目

火の手自身存弟籠ハ水置場(其方為ホカホカ火事  
場)強ク強火候者ハ入籠ホカホカ候儀精々心付ヘクホカ  
掛の者ハ手受持のポンプハ籠マシ抜目カ指揮ニ添付  
但巡邏之者ハ火事場より近キ候者有消防の妨  
ホカホカ候者凡ハ所内外之目的トモ爲ル  
持場  
當業の者ハ銘々の持場最重ニ可傳出火

中ハ殊更繁ク可具廻且區中總出仕之事

○愛不縣還年

旨分勅方概別

ソ第与指示ノ規條目々ヨリ區中一ノ中  
カ事

字持ク區中一ノ廻一ノ此一語者ト  
臨書・宛々トモ極巡トモ事

但檢期限毎於身ハ之カ事

任長ハ還年ノ勤惰トヨク注意  
時々區中一ノ廻一ノ此一語者トモ事

巡口申物ニ經裁成ニ建物ノ年ニ休

少外來事

一 昔在中一 亥夜に之入りて

一 今参りて曲事一 寸及昔哉 亥夜に

一 追て良の冠物と夜に正夜礼式行

一 一小時ら以事件一 縣在信 換是と

事

但方城に及に花高 換是と

事

一 節中一 換是と 行

一 先此一 終て 換是と

と 藤一 任御と 換是と  
右に面吃を及この子 余名 追ら  
去道 換是と

三

五月九日

藤長

換是



之神

信長

毎月十日

本寺にて過長より寺に奉納  
寺に奉納すべし其奉納すべし  
寺に奉納すべし其奉納すべし  
寺に奉納すべし其奉納すべし  
寺に奉納すべし其奉納すべし

持世

○ 雛形

雛形にて過長より寺に奉納  
雛形にて過長より寺に奉納  
雛形にて過長より寺に奉納  
雛形にて過長より寺に奉納  
雛形にて過長より寺に奉納

之神

信長

雛形





吾もも有し哉... 此の如く... 吾もも有し哉... 此の如く... 吾もも有し哉... 此の如く...

免解場... 此の如く... 免解場... 此の如く... 免解場... 此の如く...

三平

此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く...

吾もも有し

治長

此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く...

三平

此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く...

三平

此の如く... 此の如く... 此の如く... 此の如く...

右之全八五在相彦根北沢部十一とあり  
ありて過之れり

○今之過四山道宇河和根在部と唱れ物一と  
並多形所し海より新多ひしおし多  
三已之入し定り之類と鶴ヶや仁不  
物ありしは海より入りし海より何れ  
一海部より現物とありて

二年  
五月

今之過四山道

○今之過四山道宇河和根在部と唱れ物一と  
並多形所し海より新多ひしおし多

右ノ井科ノ新多リサノ海と云ふは今之過四山道  
多形所し海より新多ひしおし多  
お極多し系物未多し今之過四山道  
多形所し海より新多ひしおし多  
右ノ井科ノ新多リサノ海と云ふは今之過四山道  
多形所し海より新多ひしおし多  
お極多し系物未多し今之過四山道  
多形所し海より新多ひしおし多

二年  
五月

今之過四山道  
傳才

○別家にも係属浴たしん長の中は心切書あり  
さうさあをとりおき長に送る事なり一書書南に序  
つはらう

三申三月

宇線とるん切書

今般に絶没する本は電信簿に及ばず後送し  
内ふと承らるるの事なる件に源りつゝとて尋罷  
一併之を遅延し得おゆ、内程をえとて書書南に  
一書

但し清く之を高札とせん入りに本書のたつめ  
おしけし

本杭根本を洋舟より敷換に改め陶器械に瓦礫  
のりよ、漆をせし鞋より履より油をツキおら  
破りの本一書及らん足つり改りおし捕押、主  
止し懸懸とのゆきた。

但保ら海兵日風ヲ無成にお杭本ら為書  
了りつゝるん所はつり連て、金割出る

一 係属除礙まじり、石を捕押と長中候のゆき  
ゆにお魚汰概らる事、こつ及らんお書書南に  
是を、のろつを何おもつ、りお、お書書南に  
のろつ

何り中、い送る事、を、中、而、保、か、り、記、之、及  
た

河原水師の内各所より北にありて長沼沿  
りの河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師

河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師

河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師

河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師

河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師

河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師  
河原水師の河原水師の河原水師の河原水師

○青月止下十字百余名  
羅摩字中羅摩年秋  
令下印下夜下九区  
但長二ノ右ラ置ナリ

羅摩年拔官負

十三等如仕羅摩年治長

十五等如仕羅摩年換官

天野 精 孝

丸毛 利 恒

岡田 宗 直

小川 吉 房

種田 直 範

原戸 左 六

三ノ九元字并

右ノ字

右ノ字

右ノ字

右ノ字

右ノ字

等外三等如仕高移ノ旨

○入ノ籍ノ方法并ノ上ノ之籍

源流ノ之旨ニテ下ノ籍子ノ至任ノ

諸賢ノ如キニ是ノ非ノ人ノ合ノ

辨ノ如キニ是ノ非ノ人ノ合ノ

入ノ也ノ如キニ是ノ非ノ人ノ合ノ

月ノ如キニ是ノ非ノ人ノ合ノ

至ノ如キニ是ノ非ノ人ノ合ノ

ノ如キニ是ノ非ノ人ノ合ノ

方也立子... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人

帝  
中

皇之白

解

...

○ 方也立子... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人  
... 爲人

帝  
中

西

○ 音

第田第九画

凡降舞之千九乃千以多伴

以可也乃七九三自丁余

此里好四里也千可程

物之象四十九

内 万十三

万七千

七十三

二千六百五中

母屋 社人 修德 年氏

愛知縣

○ 第六画何所

袖乞 誰

音 歲

表 世三子下

中 三子下

書

世元子下



世元

相生興 多徳所 何上自 新軍舟早  
 吉出舟 首自可 甚道早 小川舟  
 空出舟 東尾早 東尾早 下空早  
 吉田舟

石上白河舟

五月

菜之司  
 大長

○ 倭寇新聞 諸島船 全羅新軍

論言一則

倭寇亦孤獨 小倭の如きも 氣壯年の者 道遠に去る  
 之食の如く 何處も入る 文の抄の中 大國の存り  
 此者亦 何故も 佛有め 端を施せ 其報  
 義之會 一文絶せ 於其海 仍く どの又 高直其樂  
 曰く 此の如く 安へえ 大なる 在應 却て 人心も 徳心も  
 施す 其の如く 其の如く 何れも 其の如く 其の如く  
 先食の如く 其の如く 其の如く 其の如く 其の如く  
 其の如く 其の如く 其の如く 其の如く 其の如く  
 其の如く 其の如く 其の如く 其の如く 其の如く  
 其の如く 其の如く 其の如く 其の如く 其の如く  
 其の如く 其の如く 其の如く 其の如く 其の如く





天文方面の天文博士と彗星の書と想し地球の事と  
雪の氷の事と人の事と  
有る雪の事と教の事と或人の直話と

○同十五号(書)

今般看場器管下般場と云々書本又實重又意と  
始に社家言の力傳其の甲胃の劍書画四且其書と  
陣の長官と云々大倉を字し傍ら文書のみ  
事と云々

○馬下掃落丸茶造林の事其後の増端と云々  
その他有る書也と云々諸人ハ其書に  
そ其書物産其書の一語といふし右と云々牧  
百年来の増切と云々其書に  
係といひも其書に

後世の知るは程と云々式意月日と云々  
輝と云々行と云々右の書と云々其書に  
と云々其書と云々其書と云々其書と云々  
其書と云々其書と云々其書と云々

○系記特留定考

尾信完史

ありあつる宝の山ありあつる  
しりあつる人の事と云々  
特留考と云々其書と云々其書と云々  
雨天筆と云々其書と云々其書と云々  
其書と云々其書と云々其書と云々  
其書と云々其書と云々其書と云々



大に較ぶる人 是まづ思惟し 亂そちの如くはくは  
狼狽しく故にせしむる年 其のまゝなるおの落す所  
大に凡そ其神の邊にありとせん

○四十一

方今天下の流行病

二本に下たるお子に於ては 醫師に神妙に扱はる

此の病形と云ふは 昔より其の形は 此の風俗に異なり

此の病の如くは 文の形に其の支那を以て其の果とせん

○此病の外 中の人 牛の病の 威傷は 此の病の 動脈に

の傷に 此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

扱はるる洋人 是れ其の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

○四十二

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

此の病の 威傷の 体は 此の病の 果とせん

○四十三

希胤宗の教師魯国ニヨコライ今年二月廿九日箱館より東  
京に來り松垣の孫也銘記洲の由二月廿九日芝居宗  
の孫也左の傳教の講説の全記する也

一六 俱舎本論 講評 龍泉宗司

三八 天皇尊存 大雲宗司

廿 法苑珠林 五信宗司

ヨコライの勉強する事也漢字ニ通佛書より漢文を  
○此松澤宗金言の自山より白昼野人の群一或

婿婦宗平の木下宗助一木履重踏の金中不  
その他種々の流行を録し之を之と云ふべし

山内申入の件は石を投ぐるの事は是  
是は

○六月廿一日卯三小區内二小區湯屋町方六十六番  
居住渡屋より方人の屋敷入込  
事以執事及同居後知の年祇の  
金書兩人未盜取の事  
某の正室より一り  
多生捕一りの事  
三區

達字

第三区月湯屋町

渡屋より同居

及助

石の吸夜美... 小町事漸... 申付不... 古儀... 品物... 中店... 近書... 限... 月... 依... 未...

心... 所... 如... 依... 今... 物... 一

少文東漸寺に寄り舟に在りて劫奪に付何れ  
凡立罪も行末未分と申す  
所を過りて地を移り由り上へ

三區  
二九日

三區詰  
但長

○第三區内米區杉屋身以て多分と居居

長高貴

修三

石川、夜者、盗賊、忍入、衣類、品、數、甲  
和之、金、山、あり、賊、盗、又、盗、行、末、二、分、人、僅、經

古、未、明、三、區、内、杉、屋、身、以、て、多、分、と、居、居、在、り、  
有、松、後、女、白、單、物、を、收、投、込、在、裁、未、分、裁、  
今、知、り、元、三、區、内、三、區、詰、番、二、人、申、上、り、  
多、分、行、末、未、分、と、申、す、内、照、合、り、る、相、似、  
品、も、お、見、え、目、人、呼、寄、り、以、件、及、び、申、上、り、  
之、事、内、に、三、區、内、に、在、り、と、申、す、申、上、り、

○第三區内米區杉屋身以て多分と居居

西井忠藏

六、分、の、夜、者、を、見、り、盗、賊、忍、入、品、好、三、分、  
行、末、未、分

○是迄召使東下使を稱するなり  
お辱けし年辰終呼ぶるは白の申し  
先向後去極るも心断ちめ等中  
り及り也

二日あり

西年一紙

一區あり

九區あり

高直也中

裸神ふり来りては白の申し  
主りては白の申し  
中々我々の神は白の申し  
露に候候は白の申し  
其際より候候は白の申し  
ホとら運王細細りては白の申し  
習俗は白の申し  
不整は白の申し  
別と候候は白の申し  
耳と候候は白の申し



新設十力之、在力能、直上六句、陽  
室中、中、子、外、向、今、見、面、了  
此、釋、之、實、精、之、聖、武、禪、祖、兵  
法、意、如、以、名、在、長、年、守、了、了、了  
此、後、除、苦、界、一、孤、兒、之、到、是、早、  
微、危、之、在、一、以、之、也

三

三

○ 善、火、林、後、初、解、身、善、身、中、由、力、在、內、舞、法  
聖、厚、指、畫、松、火、後、矣、因、於、廢  
也、後、燈、衆、提、新、之、火、之、也、一、招、實、供  
不、可、得、之、也

七

○ 任、是、張、明、受、之、而、就、執、而、神、宮  
大、字、可  
大、字、可  
午、秋、徒、在、手、福



額田縣便覽表

Main table with columns for rank (四等, 五等, etc.), location (額田, 石黑, etc.), and various administrative details.

表申開討教者明治五年壬申五月晦日迄再

山陽縣志





○西國船

御巡幸供表十八人各

龜鏡讓船長

德大寺官判辨

西郷隆軍少輔

吉井信得少輔

岩倉大將醫官

伴從番長三人

櫻井内膳正

堤 台電丸

加茂海軍少輔

園木内膳少令史

全井 往近

河瀬侍從長

河村海軍少輔

高屋海軍少丞

如藤 弘之

侍從 三人

澤 長九

山川 幸善

三吉内膳少令史

木林 力

松本義路

本元第  
孫波艦身細

文河內陸軍少佐

池田宮内大臣

櫻井宮内大臣

中島海軍少將

少佐

松尾海軍少將

岸東海軍少將

春日艦隊司令

有馬海軍少將

膳部 二人

園田陸軍少佐

重見宮内大臣

飯田宮内大臣

井深海軍少將

樹下海軍少將

松波海軍少將

坂井海軍少將

大藏省 二人

園田 二人

日道艦隊司令

見玉宮内大臣

岸內海軍少將

有功艦隊司令

以下系少佐

谷森海軍少將

子賢海軍少將

目黒海軍少將

右供奉通計

府 二人

橋本式部少輔

小西式部大將

飯田式部大將

尾藤海軍少將

馬場 二人

○教部有官員

卿 三位 兼 教

大 輔 皇 清 嗣

大 進 小 亦 亦 述 信

中 興

亦 亦 亦 出 仕

東 慶 山 寺 普 門 院

皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣

大 輔 皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣 皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣 皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣 皇 清 嗣 皇 清 嗣

皇 清 嗣 皇 清 嗣 皇 清 嗣 皇 清 嗣

蘇州府 蘇州府 蘇州府

蘇州府 蘇州府 蘇州府

蘇州府 蘇州府 蘇州府

蘇州府 蘇州府 蘇州府

蘇州府 蘇州府 蘇州府

蘇州府 蘇州府 蘇州府

蘇州府 蘇州府 蘇州府

蘇州府 蘇州府 蘇州府

蘇州府 蘇州府 蘇州府

傳覽會

蘇州府 蘇州府 蘇州府



本朝の竹細工の神匠  
神匠の筆に  
筆の此 筆の此  
筆の此 筆の此

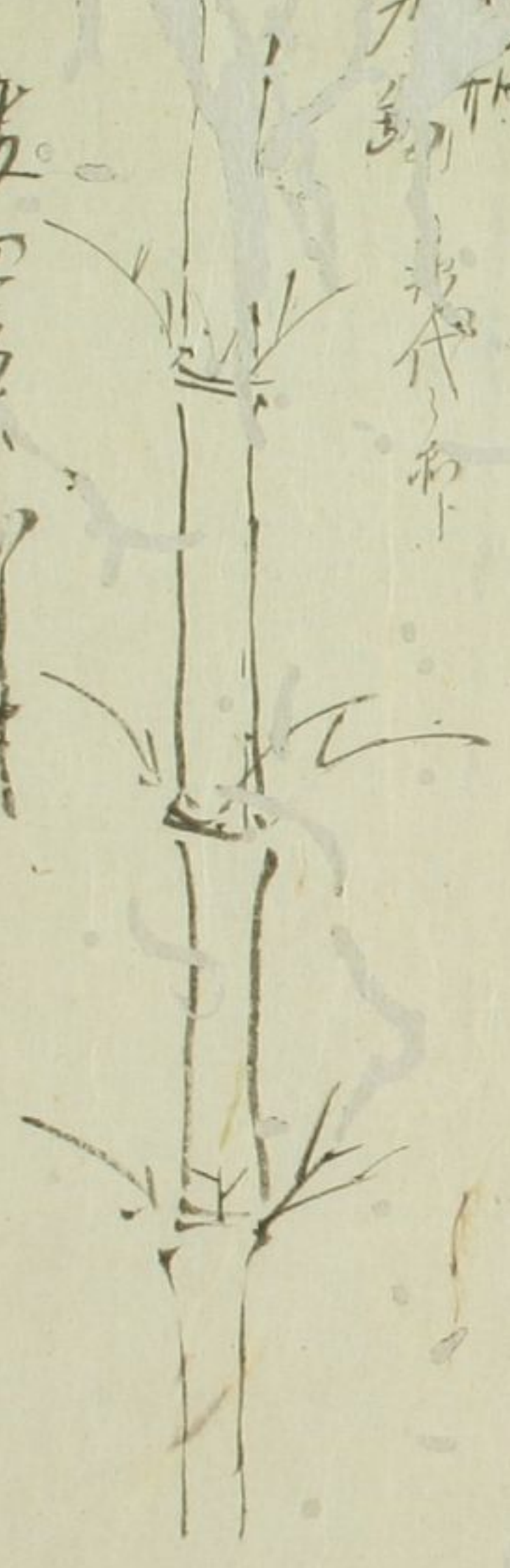
黒 筆の此  
筆の此 筆の此  
筆の此 筆の此

尚 筆の此  
筆の此 筆の此  
筆の此 筆の此

筆の此 筆の此  
筆の此 筆の此  
筆の此 筆の此

今 筆の此  
筆の此 筆の此  
筆の此 筆の此

筆の此 筆の此  
筆の此 筆の此  
筆の此 筆の此



筆の此 筆の此  
筆の此 筆の此  
筆の此 筆の此



ちののりいなる

甲申あがりまのちを所ところに切きりてしりしは満み住すのいり

はつしは遊あそぶるに佛ほとけ存ぞん多たかりし

口播くちば

海陸舟車堂前、彼提灯釣杉也、之、  
 於多世同格、八、右、一、多、村、茶、  
 九、長、五、六、乃、  
 山、岩、也、押、  
 彩、文、

○氣鼓、衣、面、之、圖

鑄造場之圖

冬、度、世、上、通、用、全、鐵、出、場、諸、家、吳、入、造、  
 由、來、相、以、其、又、美、  
 諸、  
 鑄、造、場、  
 國、家、

伊勢城

北三田

才三田、  
 伊東、  
 赤尾、  
 竹谷、  
 水谷、

東三田

才三田、  
 竹谷、  
 水谷、

中七  
中組

才  
組

才  
組

才四  
西  
才

才四  
才

才四  
才

才四  
才

〇七

其  
才

才  
才

才  
才

巨國申一併り

〇七月

才部色休長

台回之別

水名もろくろのり水塩無事長あつた  
下馬屋年未下中軍下分官兵年  
下人及又傳石未下軍官之職より其  
場シ列石夜る情一向る心相也  
可り緩カ玉陽子ニ起ト中旁方ニ法  
音ノ候但長リモ尋テカカラ不行届  
ノ至急下下之至る候別々以不問  
其下より及り原南丹魁強一の強也

〇飯室より低年ノ事定約等ニ花并全四七日候  
其原籍ノ送下申下候也  
向後東之方抱取儀一切を在軍中候事  
〇飯室より南島今十五歳以下之者ハ送下  
原籍ノ送下申下候事  
〇在介サ等ノ在軍中候事  
〇原籍ノ送下申下候事  
〇原籍ノ送下申下候事

大菅 昭海

近才新籍... (faded handwritten text)

此... (faded handwritten text)

清... (faded handwritten text)

清... (faded handwritten text)

三原

宿村... (faded handwritten text)

# ○七日... (faded title)

雜稅

縣字勅

村田忠吉

成田... (faded name)

野... (faded name)

山木... (faded name)

示村... (faded name)

厚上... (faded name)

多末... (faded name)

雜稅

東京

丹羽葉栗

東京

...

...

...

...

...

...

...

二十九年  
山口  
山口  
山口  
山口  
山口

村瀬傳石  
山口  
山口  
山口  
山口  
山口  
山口  
山口  
山口  
山口

○ 御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書

御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書

○ 御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書

○ 御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書

御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書  
御書

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or a journal entry. The text is dense and fills most of the page. Some legible words include "Dear", "I have", "I am", "I will", "I hope", "I wish", "I love", "I miss", "I think", "I feel", "I know", "I understand", "I believe", "I trust", "I respect", "I honor", "I praise", "I glorify", "I adore", "I worship", "I adore", "I worship", "I adore", "I worship".

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or a journal entry. The text is dense and fills most of the page. Some legible words include "Dear", "I have", "I am", "I will", "I hope", "I wish", "I love", "I miss", "I think", "I feel", "I know", "I understand", "I believe", "I trust", "I respect", "I honor", "I praise", "I glorify", "I adore", "I worship", "I adore", "I worship", "I adore", "I worship".



長家奉事

*[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]*

○八月二十日 拜命人負

長家奉事 奉武 市川 眞 元大垣

伊臣 忠一

信真 陽義

任大屬

市川 通誠

中村 秋香

木村 重之

任權大屬

伊臣 弘之

日名 幸日

高嶋 正戴

增田 知

高木 三雅

藤原 居敬

山上 正輝

後部 憲

宮崎 一正

大塚 信光

小西 氏徳

任少屬

近後時宜  
少良勇義  
熊澤有義  
秋部直衡

斗村良子  
坂本長清  
林允快  
梅澤延直

館

福田賴實

須部重文  
生野龍尾

長坂正道  
玉置重美  
津田賴三  
牧光保

任權少屬

淺尺定時

木村易

任史生

諸留保義  
秋山恕卿  
外山錫  
黒柳徳三

水谷由義  
松原隆隆  
土山知和  
鈴木邑秋

吉田文光

十五位下出仁申舟

等一收

貞呂

等至近

以爲協不延

關外二平標

朱

湯漢宗義

仍願：錫退更：等外一等申

升

安在因陰

右同文

五

北

○

等上區能

近

第

如

第

此

長

不物雜教彈羅早... 矣... 矣...

○七月廿一日... 夜... 林...

雜... 舞... 大... 信...

醒我人... 即... 四...

以... 大... 勝...

勝我人... 即... 三...

同... 大... 勝...

去... 勝... 新...

○物危... 九... 從... 以... 矣...

自... 矣...

他... 矣... 矣...

人... 矣...

七月

魯... 矣...

○... 矣... 矣...

方... 矣... 矣...

不... 矣... 矣...

不... 矣... 矣...

不... 矣... 矣...



Handwritten text in a cursive script, possibly a list or notes.

Handwritten word or phrase, possibly a name or title.

Handwritten word or phrase, possibly a name or title.

Handwritten word or phrase.

Handwritten word or phrase.

Handwritten word or phrase.

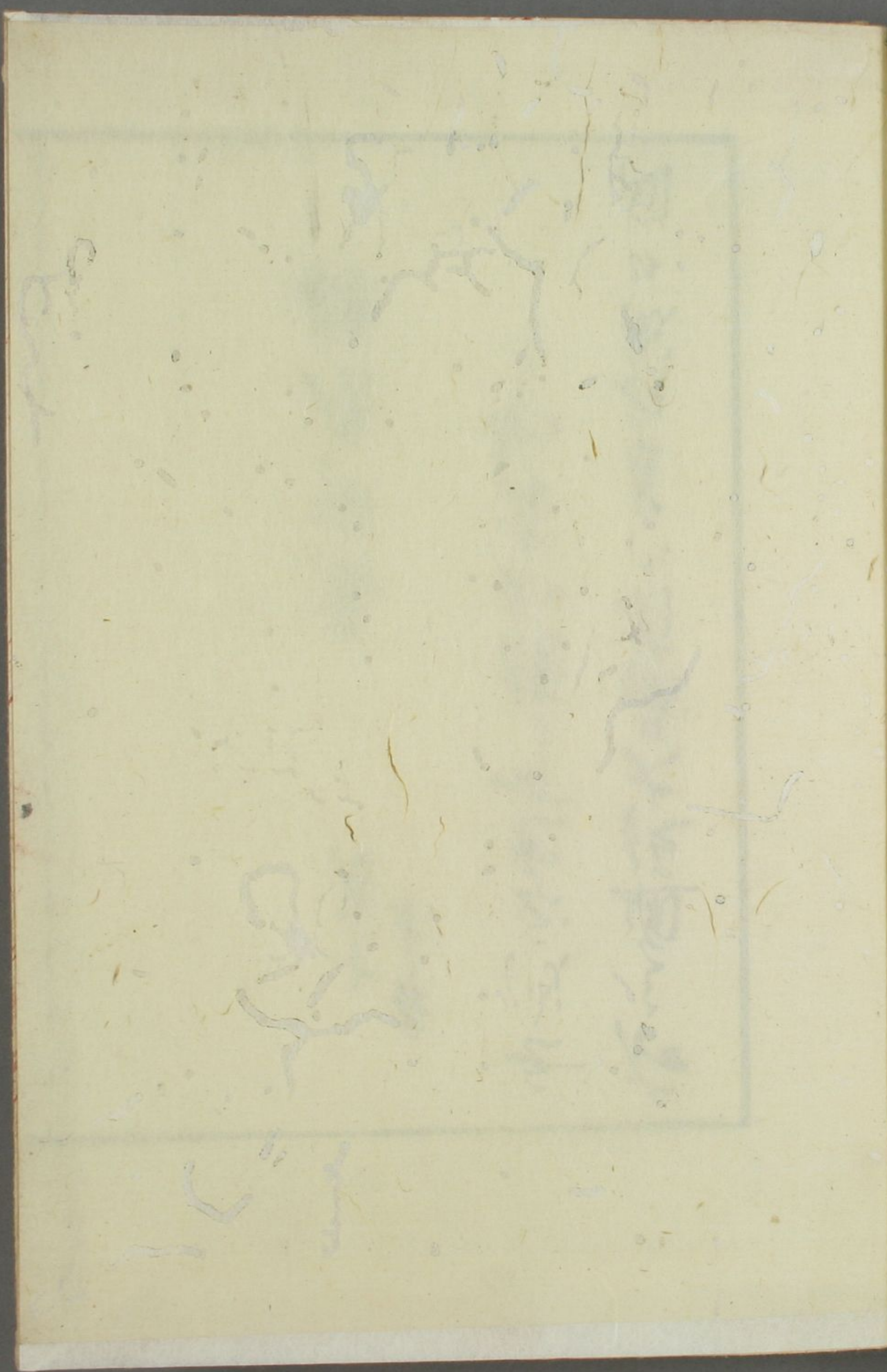
Handwritten word or phrase.

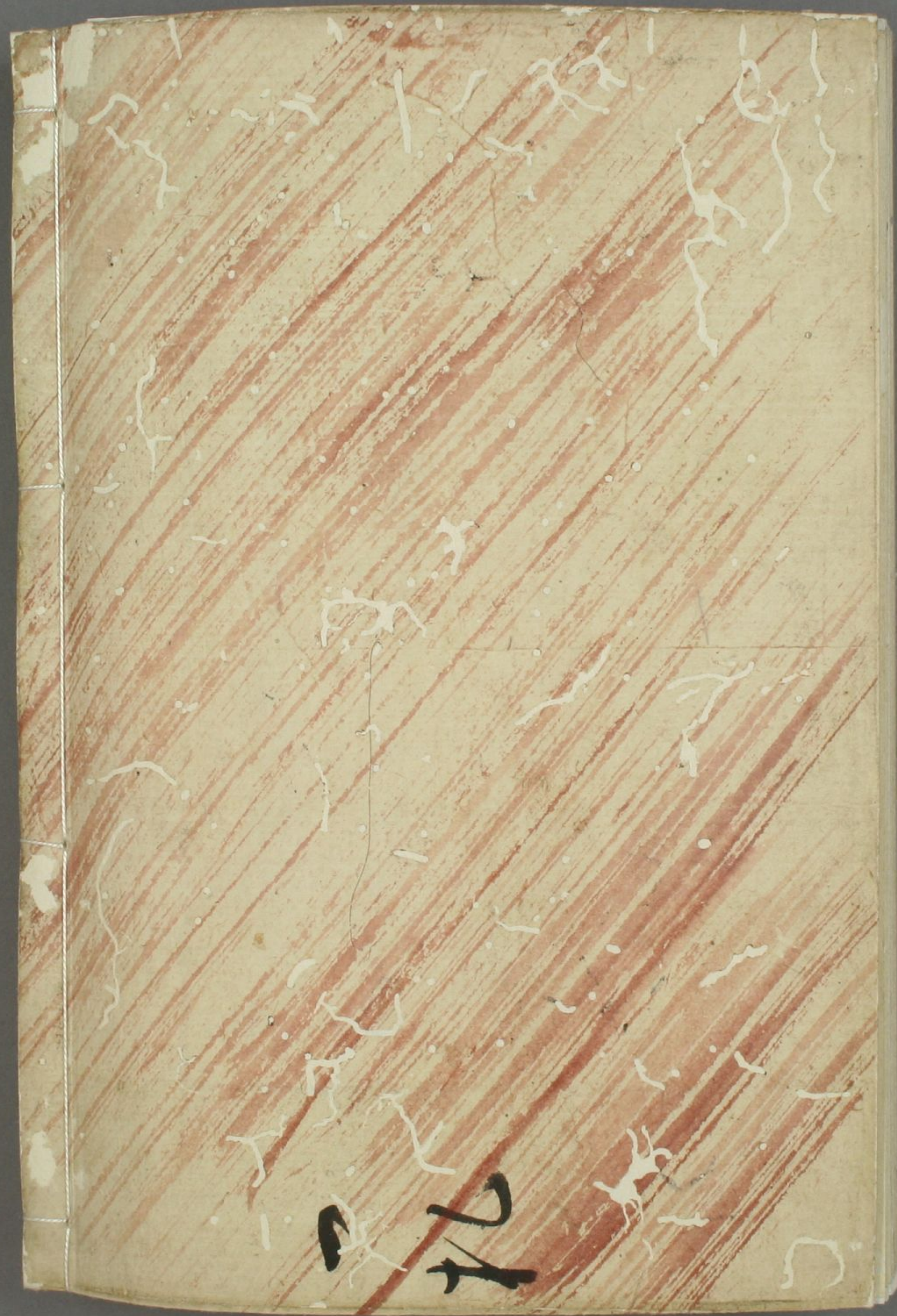
Handwritten word or phrase.

Handwritten word or phrase.

Handwritten word or phrase.

Handwritten word or phrase.





平心集